

令和2年5月18日

保育所（園）・認定こども園
地域型保育事業所 を利用する保護者の皆様

土浦市長 安藤 真理子
(公印省略)

緊急事態措置解除後の施設利用の自粛要請期間について

日頃から、土浦市保育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまでの市民の皆様による様々なご協力によって本県の感染者数が減少し、5月14日（木）に緊急事態措置が解除されました。保護者の皆様には登園自粛にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

緊急事態措置は解除となりますが、引き続き感染拡大への警戒が必要であり、段階的に日常を取り戻していく必要があることから、本市では、登園自粛要請期間を従来どおり、5月31日（日）まで継続いたします。ご自宅で保育が可能な方は、引き続きご協力をお願いいたします。

なお、この通知については今後の感染症の状況により、内容が変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

記

【再度掲載いたします】

1 自粛要請期間

令和2年4月8日（水）～5月31日（日）まで ※国の要請等により変更の可能性があります

2 対象施設

市内の認可保育施設（保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所）

3 利用者負担額（保育料）の取扱い

自粛要請期間において日割り計算となります。原則、いったんお支払いいただき、後日、返還いたします。申請書は各施設及び土浦市のホームページにあります。

※利用者負担額のみが対象となります。実費徴収については、この取扱いの対象外です（各施設での対応）。

4 家庭保育中の欠席の取扱い

通常1か月を超えて、登園しない場合は退園となりますが、当期間中の欠席は対象としません。

問合せ先
土浦市保健福祉部こども福祉課
[TEL:029-826-1111](tel:029-826-1111)